

大阪府私立高等学校等経常費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、大阪府内に所在する私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校（以下「高等学校等」という。）の教育条件の維持向上及び高等学校等に在学する児童又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、高等学校等の経営の健全性を高め、もって高等学校等の健全な発達に資するため、予算の定めるところにより、高等学校等を設置する学校法人に対し、大阪府私立高等学校等経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、高等学校等における教育に必要な経常的経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、他の補助金に係る経費は除く。

- (1) 人件費（役員報酬は除く。）
- (2) 教育研究経費
- (3) 管理経費
- (4) 借入金等利息

(補助金の額)

第3条 補助金の額は定額とし、毎年度別に定める基準により算出した額以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類を、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件等)

第5条 規則第6条第1項第1号の教育長の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の教育長の定める軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる事項その他補助金の交付の目的を達成するために必要な事項とする。
 - (1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当しなければならない。
 - (2) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に従って会計処理を行わなければならない。
 - (3) 会計基準に基づく帳簿のほか補助事業に関するすべての関係書類を、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
 - (4) 補助金の交付を受けた学校法人は、毎年度別に指定する日までに会計基準第4条各号の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請を取り下げることができる期間は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から10日以内とする。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の不交付等)

第7条 教育長は、学校法人又はその設置する学校が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、その状況に応じ補助金を減額して交付することができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したもの
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは公益財団法人大阪府育英会からの借入金の償還（利息・延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付を一年以上怠っているもの
- (3) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等、財政事情が極度に窮迫しており、かつ、その再建の見通しがたたないもの
- (4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの
- (5) 学校の設置運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるもの
- (6) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間などにおいて、訴訟その他の紛争があり、学校運営が著しく阻害されその期間が長期に及ぶもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営が著しく適正を欠いているもの

2 教育長は、前項の場合において、その状況が著しく、補助金の交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金を交付しないことができる。

(補助金の交付)

第8条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、毎年度別に定めるところにより、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする学校法人は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日以後、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第4号）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに教育長に提出することにより行われなければならない。ただし、補助事業を廃止した場合は、廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の交付を受けた学校法人の責務)

第10条 補助金の交付を受けた学校法人は、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する高等学校等に在学する児童又は生徒に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該高等学校等の教育水準の向上に努めなければならない。

(細目の制定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。